

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月まで
昭和 53 年 3 月、国民年金に任意加入した。

昭和 61 年 4 月からは、サラリーマンの妻は第三号被保険者という制度ができ、国民年金保険料を納める必要がなくなったが、それまでは国民年金に任意加入し、保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に任意加入していたのだから、国民年金保険料については、全て納付しているはずである。保険料は毎月納め、まとめて納めた記憶は無い。」と主張している。

しかしながら、特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 53 年 3 月 18 日付けで国民年金に任意加入し、申立期間の前の、昭和 53 年 3 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、この間の納付状況を見ると、53 年 10 月から 54 年 3 月までを同年 12 月 17 日に過年度納付し、同年 4 月から同年 6 月までを 55 年 4 月 1 日に納付していることが確認でき、納付状況は申立人の主張と相違している。

また、申立期間は 6 年 9 か月と長期間であるところ、申立人は、この間の国民年金保険料について、納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人が申立期間に係る保険料を毎月納付していたとする事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 18 日から 54 年 7 月 3 日まで
昭和 53 年 12 月 18 日から 54 年 7 月 3 日まで A 社に勤務したが、この間、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録が無い。同僚は当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録があるのに、自分だけ記録が無いのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社から発行された身分証明書及び不当解雇に対する損害賠償を求める通知書並びに元同僚の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「事業主から外国人は厚生年金保険に加入させないと聞いたことがある。」と証言しており、オンライン記録によると、申立人の後任とされる外国人従業員には、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間及び申立期間後の 3 年間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した外国人従業員は見当たらない。

また、申立人から提出された A 社との雇用に係る契約書には、月給が 20 万円支給されるなど労働条件の取決めに係る記載は確認できるものの、社会保険の資格取得に係る記載が確認できない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後における健康保険の整理番号は連番で欠番が無い。

加えて、A 社は、平成 9 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主は、既に他界しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年8月から12年9月までの期間については、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成12年10月から15年4月までの期間については、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から15年4月まで

申立期間の標準報酬月額が44万円から9万8,000円に引き下げられているが、当該処理は、社会保険事務所（当時）のA課長に強制的に押印させられたものであるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年8月から12年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、11年8月から12年5月まで44万円と記録されていたところ、同年6月15日付けで、11年8月まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同額で12年9月まで継続している。

しかし、B社の商業登記簿によると、申立人は、平成12年6月15日の標準報酬月額の訂正処理日の時点において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の担当職員が届出書を持って会社に来た。私は外出していたが、妻から電話連絡があつて、押印を承諾した。」と供述しており、申立人が当該遡及処理に関与したことが認められることから、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに無断で処理を行ったとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の業務執行責任を

負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額が減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成12年10月から15年4月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人及び当該事業所は、申立人の当該期間の給与額及び保険料控除について確認できる資料等を保管していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年7月から7年9月までの期間については、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年10月から15年4月までの期間については、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から15年4月まで

申立期間の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に引き下げられているが、当該処理は、社会保険事務所（当時）のA課長に強制的に押印させられたものであるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年7月から7年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年7月から同年11月まで30万円と記録されていたところ、同年12月28日付けで、同年7月まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同額で7年9月まで継続している。

しかし、B社の商業登記簿によると、事業主の妻である申立人は、平成6年12月28日の標準報酬月額の訂正処理日の時点において、同社の監査役であったことが確認できる。

また、申立人は、「代表取締役（申立人の夫）から任されて経理と社会保険事務を行っていた。標準報酬月額の訂正については、当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員が来社したので、私と代表取締役で対応した。保険料の支払が楽になると言われ、二人で相談して標準報酬月額を下げる届出をした。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の監査役として、自

らの標準報酬月額減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成7年10月から15年4月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人及び当該事業所は、申立人の当該期間の給与額及び保険料控除について確認できる資料等を保管していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。